

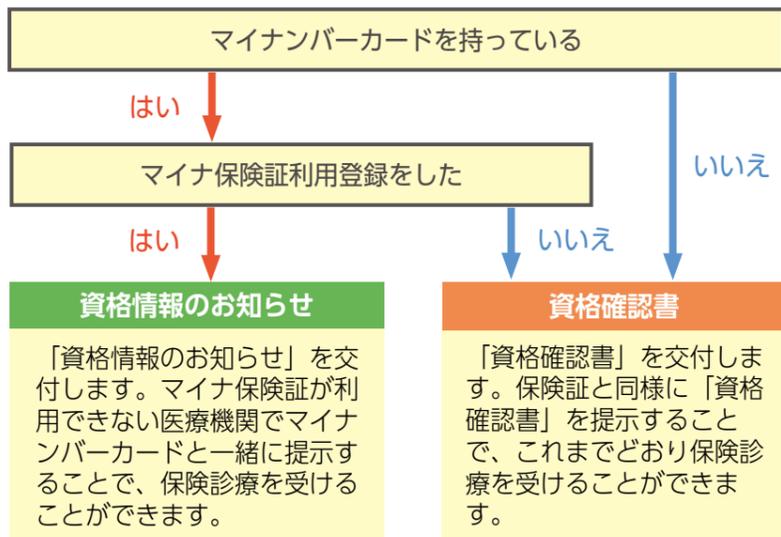
～国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ～  
12月2日以降に資格確認書などを交付します

現在お持ちの保険証は有効期限まで使用できます

令和6年12月2日(月)に現行の保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。これ以降、転入や退職、出生などの理由により新たに保険資格を取得した人や保険証の再発行希望者には、被保険者資格の情報(氏名、生年月日、被保険者の記号・番号など)が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が保険者から交付されます。国民健康保険、後期高齢者医療保険については以下のとおりです。  
※国保・後期以外の保険に加入している人は、加入している保険者にお問い合わせください。



●国民健康保険



●後期高齢者医療保険

**資格確認書**

マイナ保険証の有無にかかわらず、当面の間、新たに資格を取得したすべての人に「資格確認書」を交付します。保険証と同様に「資格確認書」を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

令和7年8月以降、国民健康保険と同様の取り扱いになる予定ですので、マイナ保険証をお持ちの人は、ぜひマイナ保険証を利用してください。

医療機関を受診する方法 ～有効期限内の保険証がない場合～

- マイナ保険証を持っている人…①または②(※1) ■マイナ保険証を持っていない人…③(※2)
- ※1…後期高齢者医療保険の人には、当面の間全員に「資格確認書」を交付しますので、マイナ保険証を持っていてカードリーダーが使えない場合は、③の「資格確認書」で受診してください。
- ※2…国民健康保険でマイナ保険証を持っている人も「資格確認書」を希望する場合は申請により交付します。

	保険診療を受けるために必要な物	注意事項
①	「マイナ保険証」 (保険証利用登録をしたマイナンバーカード)	カードリーダーがある場合 カードの有効期限を確認してください。
②	A 「資格情報のお知らせ」 または B マイナポータルの 「わたしの情報」画面を掲示	カードリーダーが使えない場合 「マイナ保険証」だけでは保険診療を受けることはできません。左A・Bのいずれかを併せて提示してください。
③	「資格確認書」 (マイナ保険証を持っていない人に、保険証の有効期限が切れる前に交付します。)	マイナ保険証がない場合 限度額認定証が必要な場合は、別途申請が必要です。

医療費が高額になる場合でも、マイナ保険証を利用すると、限度額認定証などがなくても、医療機関窓口で限度額を超える高額な支払いが不要になります。また、過去の薬剤・診療・健診結果の情報を医師や薬剤師などと共有でき、より良い医療を受けることができます。



医療機関の受診はマイナ保険証で!

1 マイナンバーカードを取得しましょう!

マイナンバーカードは、オンライン(スマートフォンやパソコン)、郵便、証明写真機から申請できます。いずれの方法も交付申請書(2次元コード)が必要になります。申請書がお手元ない場合や申請が難しい場合は、市民課(笠懸庁舎)・大間々市民生活課・東市民生活課へご相談ください。

2 マイナンバーカードの保険証利用登録をしましょう!

マイナンバーカードを保険証として利用するに当たり、ご自身で「保険証利用登録」をする必要があります。登録の方法により、マイナンバーカードの暗証番号(4桁)が必要な場合があります。

**医療機関などの窓口**

受付窓口を設置されたカードリーダーで簡単に登録できます。顔認証や暗証番号で登録する機種があります。

**マイナポータル**

スマートフォンで簡単に登録できます。マイナポータルでは、ご自身の薬剤情報や特定健診情報を確認できます。

**セブン銀行ATM**

ATM画面の「各種手続き」に従ってマイナンバーカードを挿入し、暗証番号(4桁)を入力するだけで登録できます。

マイナンバーカードの暗証番号を忘れた場合や保険証利用登録について不明な点がある場合は、市民課(笠懸庁舎)・大間々市民生活課・東市民生活課で案内します。

3 マイナ保険証を利用しましょう!

医療機関などの受付窓口を設置されたカードリーダーにマイナンバーカード(マイナ保険証)を置き、顔認証または暗証番号を入力してください。読み取ったICチップ情報を確認します。マイナ保険証にプライバシー性の高い情報は入っていないため、安心して利用できます。

4 マイナンバーカード(マイナ保険証)をなくした場合は?

マイナンバーカード(マイナ保険証)をなくしてしまった場合は、まずコールセンターに連絡してマイナンバーカードの利用を停止してください。  
【問い合わせ先】コールセンター ☎0120-95-0178 (24時間365日)  
その後、市役所の窓口でマイナンバーカードの再発行手続きをしてください。また、マイナンバーカードが再交付されるまでの間は、ご自身の加入している保険者から資格確認書の交付を受けてください。

**有効期限を確認してください!**

マイナ保険証の電子証明書には、有効期限があります。

マイナンバーカード自体の有効期限

電子証明書の有効期限  
※原則発行から5回目の誕生日

更新手続きのお知らせが届いたら窓口で更新手続きをしてください。有効期限を過ぎると、マイナ保険証として利用できません。

**問い合わせ先**  
市民課 ☎(76)0972

国民健康保険  
→国保年金係

後期高齢者医療保険  
→医療助成係

マイナンバーカードの交付  
→市民係